

# 市民後見人養成課程受講者募集要項

養成課程の受講は、**受講説明会への参加が必須**となります

## 1 受講資格

下記の要件をすべて満たす方が受講できます。

- ① 笠岡市在住または在勤もしくは里庄町在住の方
- ② 30歳以上70歳未満の方
- ③ 表面記載の説明会に出席し、成年後見制度及び市民後見人の趣旨をご理解いただいた方
- ④ 岡山県が主催する養成研修（全7回程度）及び当センターが実施する各研修会等の全日程にご参加いただける方

## 2 募集定員

- ・笠岡市 若干名
- ・里庄町 若干名

書類審査、面接を実施し、受講申込者の中から選考します。

## 3 受講料

700円（養成期間中の保険料）

※各研修会への参加費等は笠岡市及び里庄町が負担します。

## 4 養成課程の概要

成年後見制度の理解、市民後見人として活動するために必要な視点や対象者の理解、関連法制度の知識・技術の習得等。

※養成期間は2年間

### ●養成1年目（令和元年度）基礎課程

- ・セットアップ研修会（当センター開催）  
令和元年9月20日（金）・9月27日（金）
- ・市民後見人養成研修会（岡山県開催）  
令和元年10月～12月 全7回程度（予定）
- ・福祉研修会（当センター及び自治体開催）  
笠岡市の方 令和2年1月24日（金）・2月21日（金）  
里庄町の方 日時未定

### ●養成2年目（令和2年度）応用課程

- ・当センター開催の研修会 年5～6回程度
- ・福祉施設等実践研修（施設等3か所）

## 受講説明会の参加申込み

8月7日（水）までに、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX、郵送でお申込みください。

なお、電話やこの申込書を当センターへ直接お持ちいただいてもお申込みをお受けいたします。

申込書を直接お持ちになる場合は平日8:30～17:15が受付時間となります。

申込み先：かさおか権利擁護センター（笠岡市社会福祉協議会）

電話：62-5590 FAX：62-5702

住所：〒714-0098 笠岡市十一番町1番地3（笠岡市保健センター内）

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日（	歳）
氏名		年齢	平成				
住所	〒						
電話番号		職業					
説明会参加希望日 （いずれかの日に○）		第1回説明会	令和元年8月9日（金）	14:00～			
		第2回説明会	令和元年8月10日（土）	10:00～			

※里庄町在住の方は、里庄町地域包括支援センターでも申込みを受け付けています。（☎64-7232）

※FAX・郵送でお申込みの場合は、申込み完了等のご連絡はいたしません。当日、直接会場へお越しください。